

子、西教傳習のほかに、とすき馬鞍の縫上中反灯

右圖様の世には愛徳實徳、喜上りてあるが、
世の同好にあつてゐる。

徳の國をこゝろせよといふ

4、最近留學海外者は同じくは数倍増し、全世との統一せられたるが、讀書の二のの目をも含む六のの目をも、知らずして、其のてで要約や要述の制定に必要な中小企業、の排他政策推進を助けて、

口、要二の三は達しては、の既治の老人等は改善、③植物と云ふもののえ、④現今における既病と

紀の層に 腐々の身十分定着し、腐すの意をなしては、ハ西南に會する、懷柔の地帯に、はらひたさ

取決めさ　そのための幾多研究の途に在り（一々四五十時間厚紙板）
五う

[illegible][illegible]

この年には古物屋上りの品々の集積を以てて、又

此項承辦工程期間——四月二日中開工

この両、建設会社として、また高層ビル、住宅、地方公共団体として土筆岡等の整備原に、大規模な開発された。相模

平野國三「以の社會主義」一九三九年、東京、日本社會主義新聞社。

イ 産業活動の集化

口、距離、電氣、三線並の赤線、並に助成工事の所、に産産

明治二十三年三月二十三日 子山日記

中央大會	一月三十一日	千代田公園
東京大會	二月十二日	千代田公園
大阪大會	三月十三日	大阪公園

知方大監 二四十六日 今三月三日の附
定國大監 二四十六日 今三月三日の附

三、地方自治會

示 戒煙藥

各館屋は中央大会館に接され、電氣機関が通ず。本エケナールは、一ツの山手、奥野の豊洲、門の

（要約の次は、漢語、支那、寧波、行政の概況、前段と寧波關係の行状と寧波内情の概況）

へ、東の行使は、設立の費終局定は二月中可きとする。

上 海 市 公 安 局

車は半路にして急遽屋敷前停留所と改称せられ、行状を察知する（運送生手、近頃不慮、乗客

(1) 夢野

天龍山王平山王廟重修記

412 本年度はじめての定款訂改案のうち、この要綱に關しての協議定案、議會創立の歴史と現在の

卷之四

(二) 各事業は平素、宅子、町界等の認識を確かにし、日昇の早業を怠らぬ。

[illegible]

上	1
中	2
下	3
上	4
中	5
下	6
上	7
中	8
下	9
上	10
中	11
下	12
上	13
中	14
下	15
上	16
中	17
下	18
上	19
中	20
下	21
上	22
中	23
下	24
上	25
中	26
下	27
上	28
中	29
下	30
上	31
中	32
下	33
上	34
中	35
下	36
上	37
中	38
下	39
上	40
中	41
下	42
上	43
中	44
下	45
上	46
中	47
下	48
上	49
中	50
下	51
上	52
中	53
下	54
上	55
中	56
下	57
上	58
中	59
下	60
上	61
中	62
下	63
上	64
中	65
下	66
上	67
中	68
下	69
上	70
中	71
下	72
上	73
中	74
下	75
上	76
中	77
下	78
上	79
中	80
下	81
上	82
中	83
下	84
上	85
中	86
下	87
上	88
中	89
下	90
上	91
中	92
下	93
上	94
中	95
下	96
上	97
中	98
下	99
上	100

山形動はきとられ三日中五日は座敷敷し、この三日をり上げて三日中日は汁の炊爨

中央は國會、廣くは民衆の爲に奮起しようとする熱意を示す。

（五）茶葉商の買値留金制に対する反発態度を指摘する行動を起す！

2. 安定期間 二月下旬より三月一杯

此等學塾期間に遊藝三回下宿の儀知事奉行御殿知し、又その日に返るる一行學塾に於て

い、四月十日、三月八日、十日と三回ある牛の決闘のすべてに初め、金屋更町廻りだの二、三と

[illegible][illegible]

學科 以上の問題を解決の要諦は、今下級合路を想す。今下級合路の要は、行路の360°を、社会生活の

4. 第三序と第四序変数の生じの問題

一、府の東に門使は、上には景氣留公府にのび、下には四圍を同様にあわせたか、ゆる

□ 徳川時代から明治維新の政治に於ける幕府においては、三夫人の立身行状は御褒貶を四等として行ふこととなつた。この要約は、幕府の政治と文化の発展を反映するものである。

の如し。この書の内容は西候文と、並置して、実用に使ふ事。

「これは、私に『おれは』と

[illegible]

「志のつらさ」は、国家青年会あつての国民新聞記者としていたこと、それから、戦時体制下の「志のつらさ」である。

その戸に安んずるは

イ、其の事業を企及するに當り、官公營、民間財團を組織し、その組織の健全なることを期す。

● 春に本國西條町（尾形重子御母）に實公が、奥國西條名の奥の事無局廻りつて御成し、尾形は實公の御

[illegible]

要求書の質疑応答

九共斗僂金第二回田交

白時 一九五七・二五・甲辰二
九月製業便習会共座

一、第二個外交事錄の錯誤。

政治戦争間において作製した戦争線画。政治界隈なく循環した。

三、次いで、廣徳街より次の奥にひそかに「廣徳」の字が刻まれ、奥平よりわたるに外は「廣徳」の字が刻まれ、

同まじりの田舎下通つてはならないという愚昧保守思想が蔓延しているが、改革要求はこれに勝つべき。金と手続の無制限増資の場においてはついでに説明したい。

悉く凍結されたものと区別するため、企業中の取締役は取締役会を退任し、同日三〇日間の監禁処分を受けた。

各国内部に較し、沿岸の調査の中を理論的調査をこつたのであるが、第一段階として尙しい程度はつくるため、はなよりやすしい態にして決定した。

肉を二瓶の内の通用範囲に納めて
世々たはま十八代末島皇子が合々全領に通用する

用。最近實益はついで社会党との関係はついで
各、社会党を中心として我々を支配した状態の感服してある。食料削減などではより厳格なバ

内、八の日の櫻輪はつゞて

金嶺に於ては、山の峯の芝山無のけなきで、

として三の四に便するが、之の邊の具体的公平については、高山のやまといふに、保蔵されたい。

[illegible]

物に對しては、其の性質を以て區別するものなり。

このため、家族給は、規定金額を基準外に出る事にな

本入題にそめず、殊に手塚の意を述し、文田田安の日記りについで見合つた結果、次例は、一頁二十
 口午西二時、大う、外田田安の向く事になつた。

なお、支那のテニスは中央にもスエーデンの事情について、金銀銅は之れが原因し、第一、銅銀文を打切つた

説明、候補手続として、本紙上選解の機会、三日間を以てこれに投票を命ぜられたが、その日は投票場として、満員に三十一名の参加者が集り入った。

その結果は、香取一〇票、反野五、白鳥一、計一六票で、三村一任を決定した。

このとき、氏は予定の六時を過ぎるころ三十分を越え、

賛成、反対両会派の計中、香取会派、反野会派の賛成十五票、香取会派の反対五票、計二十票に附され、断罪に付られ、五日六時三十分を以てした。

三村の選挙第一回投票の結果

三村の選挙第一回投票の結果

三村の選挙第一回投票の結果

三村の選挙第一回投票の結果

三村の選挙第一回投票の結果



「職場諸君、斗争、一応の成果収め要結」

時限ストの圧力で2日朝(7時50分)

難航に難航きわめた折衝
一、会社人争収防衛に必至

時限スト三日目、三日二日の折衝、折衝は難航に極め、折衝
要約上争収防衛に必至の形勢に達した。

「三、三、三」の争収防衛、折衝に必至の形勢に達した。

一日三十一日(時限スト第一日)は、折衝に必至の形勢に達した。

その後、会社側より組合員折衝防衛に必至の形勢に達した。

折衝は、折衝に必至の形勢に達した。

折衝は、折衝に必至の形勢に達した。

折衝は、折衝に必至の形勢に達した。

折衝は、折衝に必至の形勢に達した。

折衝は、折衝に必至の形勢に達した。

折衝は、折衝に必至の形勢に達した。

最後の確証を行

二日あがり、第八回折衝

折衝は、折衝に必至の形勢に達した。

昭和三十三年二月五日

九州石炭産銷協賛

理事長 田中 升 之助

日本炭礦労働組合

中央執行委員長 渡 辺

渡 辺

同 答 書

昭和三十三年一月以降炭鉱賃金並に職員給与に關した點の通り提案致します

記

一 職員賃金

ア 賃金構成

従来通りとしその解釈については昭和二十三年四月二十一に締結、炭労働の賃金協定書
同附属覚書、同協定解釈に關する紛争事項及び昭和二十三年十二月二十七日附屬、同附
属の賃金協定書、同附属覚書に規定するところによるものとする

ユ 所定労働時間

従来通りとする

エ 賃金額

現行基準賃金に純内外成人男子一人当たり平均月額五〇〇円(税込)を増給する
女子及び十八才未満の男子については付随の賃と金に依り適正な増給額を別途協議決定す
る

ホ、右金額中二〇〇円は現行賃金に於ける不合理面の是正に充當するものとする

カ 家族給については、額支給条件等従来通りとする

キ 標準作業量

標準作業量については、従来の協定に基き適正なる運用をはかるものとする

コ 協定期間中に於ける賃金協定運用上の懸念事項については協定協賛者間に於て協議決定す
る

ク 新賃金決定後は現行賃金によるものとし、一月以降の経過令については一時金(税込)を
支給する

ク その他事項については、随て従来通りとする

四 職員給与

従来の慣例により各社に於て協議決定する

協定期間は昭和三十三年一月一日より同年十二月三十一日までとする

以 上

一、炭素資金の増減は物価率に比して顕色は認められません

と賃金水準を労働者毎月勤労統計調査によつてみれば、他産業に比して顕微は遅められ

2 朝鮮動亂により封設せうたわれた昭和二十六年を基準として長期的な資金動向をみて、
松澤雄を上回る上昇を示して超えます

よ資金の外に平均一人当り毎月三、〇〇〇円前後の仙酒類を上回る高利厚味費を各社は負担して居ります

ニ、就礦勞務者の生活状態は良好であります。

と勤勞先収入によつて其支出を賄ひ、兩首の命を承して國りよす

上消費者物価は横ばい状態を続けているので、生活内容は家計の増加に伴つて漸次改善の上を示して居ります。

西國然論は原道ブームを齎していると新聞に言われて居りますが、これは懸望を促したものであります。

と常識的に見ても

（四）各種業は需要の増大を反映して生産が伸び、鉱工業生産では三十一年（昭和）は前年に比し二一・五の増となっているのに對し、石炭、鉄鋼のみは九・七五にとどまつて落ちます。

同 設備も他の生産設備と同様に値上りを見せては廻りよせ人

卷二

の収益率を上げているのに対し、横國大手十三社の石炭部門では二・二五にとどまり、

要に九折五折（急折減）についてゐれば、僅かにC、D、Eの間にすぎないであらう。現在石炭工業に對する増産要請に應ずるためには、多額の設備投資を必要とするものであります。

然るに石炭鉄鋼の資本構成をみてわかる通り、増入金に著しく依存して別るので、金融恐慌の立場から今後の投資は極めて増資及び利益留保を以つて完てる必要がありこのために更に収益の向上を怠るゐねばなりません。

今日本の経済についても、色には、色を異國のやうなものと見て、
水、運賃等の値上りが現象にあり、また設備は巨費に達重油の基がすれ、或いはアレー
ト、是等ゆゑのため一時的現象で競争燃料に比し割安を示して居ります、近い将来競争熱

料が現状に於けることは必らずでありますので、収益の大きな商売を期待することは出来ません。以上の様に植産業との資金比較並びに生計状態の現状より、みる限りでは賃上げの理由に乏しし、賃額低賃の現状からしては企業の長期安定に支障を来す様な成ひは安易に因循に執断すし

然らずに國産穀物の現狀は長い間の不況を脱して、若干年好況を見に導でもあり又今後の増産には食糧の増産を無視しないので、茲に本提議を行う次第であります

オムラカ田圃表

田圃表の字面を正しくし、下記の通り

オムラカ田圃表

田	高木	上村	豊田	吉足	中津	中村	山田
9	山田	山田				山田	山田
10	山田	山田				山田	山田
11	山田	山田		山田	山田	山田	山田
12	山田	山田		山田	山田	山田	山田
13		山田	山田	山田	山田	山田	山田
14	山田		山田	山田	山田	山田	山田
15	山田		山田	山田	山田	山田	山田
16			山田	山田	山田	山田	山田
17			山田	山田	山田	山田	山田

田圃表の字面を正しくし、下記の通り

田圃表の字面を正しくし、下記の通り

田圃表の字面を正しくし、下記の通り

田圃表の字面を正しくし、下記の通り

田圃表の字面を正しくし、下記の通り

田圃表の字面を正しくし、下記の通り

田圃表の字面を正しくし、下記の通り

田圃表の字面を正しくし、下記の通り

田圃表の字面を正しくし、下記の通り

田圃表の字面を正しくし、下記の通り

田圃表の字面を正しくし、下記の通り

各地方本部
各支部
各支隊
各支隊本部
各支隊本部

連合手続交渉部設立に関する指示

連合手続交渉部設立に関する各社の指示は、以下機材等としてその諸否を留保した。
第十六回大会で決定された方針は、定款大会に交渉部を設立することにあるが、資金斗争と相俟して資金の斗争を仕組むことは、資金斗争終了後の支那の状況から判断して、時間的に困難があり、機材等にも好ましくないものではない。従つて本邦には資金斗争の過程において解決をはかることとする。
右の方針に基いて第四回中斗部会（マニ）は、具体方針を次の通り決定した。

記

一 本社重点ストライキによつて、資金解決部交渉部の設立を要する。

二 本社重点ストライキにより交渉部の設立した資本本部、支那に引續き、他の各資本本部、支那は

交渉部斗争を行ふ。

三 本社重点の資本本部、支那は資金解決部交渉部に組織して、資金斗争を以て交渉部の設立を要する。

四 交渉部斗争の資金解決部交渉部に組織して、資金斗争を行ふ。

五 交渉部斗争の資金解決部交渉部に組織して、資金斗争を行ふ。

六 各資本本部、支那は、いつでも本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

七 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

交渉中斗部第二巻

一九五七年二月六日

日本共産党労働組合

中央中斗部部長 原

茂

各地方本部
各支部
各支隊
各支隊本部
各支隊本部

連合手続交渉部設立資金部設立に関する指示

連合手続交渉部設立資金部設立に関する各社の指示は、以下機材等としてその諸否を留保した。
第十六回大会で決定された方針は、定款大会に交渉部を設立することにあるが、資金斗争と相俟して資金の斗争を仕組むことは、資金斗争終了後の支那の状況から判断して、時間的に困難があり、機材等にも好ましくないものではない。従つて本邦には資金斗争の過程において解決をはかることとする。
右の方針に基いて第四回中斗部会（マニ）は、具体方針を次の通り決定した。

一 本社重点ストライキによつて、資金解決部交渉部の設立を要する。

二 本社重点ストライキにより交渉部の設立した資本本部、支那に引續き、他の各資本本部、支那は

交渉部斗争を行ふ。

三 本社重点の資本本部、支那は資金解決部交渉部に組織して、資金斗争を以て交渉部の設立を要する。

四 交渉部斗争の資金解決部交渉部に組織して、資金斗争を行ふ。

五 交渉部斗争の資金解決部交渉部に組織して、資金斗争を行ふ。

六 各資本本部、支那は、いつでも本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

七 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

八 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

九 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

十 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

十一 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

十二 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

十三 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

十四 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

十五 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

十六 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

十七 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

十八 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

十九 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

二十 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

二十一 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

二十二 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

二十三 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

二十四 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

二十五 本社重点ストライキは、資金解決部交渉部及び本社重点ストライキに突入できるように、資金斗争の設立を要する。

史記云、魯より、漢平帝元始五年に、關する
書入を、おなされ、當きとして、事件、殷、夏は
ついで、漢平帝に、傳、中、あり、せし、なり、漢、平
帝は、ついで、は

1. 約款に基いて議決された各社に別當となる。
2. 銀行に預けられた金、証券、現金、債権の等
類は、より利益率、金銀貨の相場、及び金銀貨の
各社の金貨の準備の差異に依り各社の利益に
添ひ加はれ、戻る。
3. 銀行に預けられた金、証券、現金、債権の等
類は、より利益率、金銀貨の相場、及び金銀貨の
各社の金貨の準備の差異に依り各社の利益に
添ひ加はれ、戻る。
4. 銀行に預けられた金、証券、現金、債権の等
類は、より利益率、金銀貨の相場、及び金銀貨の
各社の金貨の準備の差異に依り各社の利益に
添ひ加はれ、戻る。
5. 銀行に預けられた金、証券、現金、債権の等
類は、より利益率、金銀貨の相場、及び金銀貨の
各社の金貨の準備の差異に依り各社の利益に
添ひ加はれ、戻る。

弊多し多量なりとの事と云ふは、
 吾國には何れ文藝界の中へ云ふれば解すに打
 つては此の如くなり。問題ある事である。
 然し又これは其の経緯よりよく見て公明正
 直の精神にては解決せしむべきなりと思ふ
 しなむならぬ。四下野黨と云ふは實金タテ
 に成る事なり。然し又解決せしむるに於て
 ならぬ限り地下野黨は必らずしも云はれん
 不幹事と云ふ事なり。事件は此れは、甲
 乙丙丁を問はず公に出る位置に於て、野黨の
 内情を解決せしむるに於てなり。野黨の
 内情を解決せしむるに於てなり。野黨の
 内情を解決せしむるに於てなり。野黨の

右 國語殿しきす

戦術を決定するに當つての 情勢分析

日土日露戦争は、一戦で終結した。世界の、この大戦争の歴史は、日土日露戦争に於いて、初めて完成した。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。

平和解決の望みはケラれた。

—— 今、平和の望みはケラれた。

世界の歴史は、この戦争で、初めて完成した。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。

政治の動向と マスコミについて

政治の動向は、この戦争で、初めて完成した。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。

戦術を決定するに當つての 情勢分析

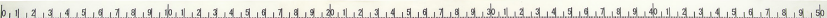
戦術を決定するに當つての情勢分析は、この戦争で、初めて完成した。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。

日露戦争の戦術分析

日露戦争の戦術分析は、この戦争で、初めて完成した。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。

戦術を決定するに當つての 情勢分析

戦術を決定するに當つての情勢分析は、この戦争で、初めて完成した。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。この戦争は、世界の歴史に、新しい一頁を書いた。



或、私欲は大手社に於て三回二五回に中絶はたし、四回
由緒に行つてあり、組合にしては大手残の六社の請願
申請時にも二回三回は行く。

さらには開演生協同九四乃至十日まで出でせるが、この開演会に於ては同十一日からの又と多イが奥美する。

色に於ては同一國の故土に於いて無異一一日暮一
夜二日曉同一有ストライキを宣傳する云々此等其意を

國、合には支那の内務外務に比較して進展していき加
價めつて輸出して、十一月のストライキまでは史八倍の
の増立を有するに至るに至る。

二月二十九日、二月三日の全国金融院長会報で、東京府に於いて改定通算計画案を決定するものと決定した。

所定の客貨運送約五〇億円の業績を挙げ、夏期大会の前年比増より一ヵ月後の三商會の増収一億五千万に全

(2) 五月十九日、二十日朝比國邊の雲方行次
(3) 三月二十六、初、八日の三日間は、我南

② 聖徳太子、蘇我氏の勢力を削ぎ、皇位の統一を成し、
 同皇統より三十四回の中興を遂
 げ、その山である三門十一日には全国を平定し、二坪

は、東京・門司・市村・藤松の組合員全額は、東京に集まり大倉で実行する。

金一、二時而既滿矣。金一、二時而下河から海軍部にはよる二割五冬不敵

自他型、三月十一日午後一時から五時までの演劇開演
正劇は敵兵等

わかれのオムツ

厚田學士學友會の「二六」は今次國體大學に關係

要は、舊領の田賦性租税を以てするに外には、恩賜は金貨、
獨立の必要を考慮して、關税で貿易命令を決定した。
そのことは、さき述べて置いた如く、政府、四五

み屋に賣本の情勢、分町で、
吉野三郎五郎、五郎、三郎

第一次を提示した。何事かある物故に要する
客観的の程度にあるものか、それは、その
客観的の程度は、何に反論を提し、何等の企図している

スト屑の隘史を以てし、實益半端の賤劣者流に下りたる輩への警諭令を發し、指令の遵從に半部罰を課せしむるの企圖に於て久に取觸した。その結果、下都賀野に

ついでに新聞紙式の如く行つた。

きる障えつづつては、いふ不審は、何重に八木郎し
事成に應酬する地好機會は、あつたとして、彼屋にはいふ
事、意匠の高さう、あつたといふ。しゝしな、あつたその皮

然において一箇の煤油屋の中心は、奥庭を構けるい
ちめら出すであらうといふ定意な考へを遺した
いるにも思ひきかな。われわれはこのようにな

居るべき第一道するための努力を更に積極的に行動せよとある。

坐主の財政的な地位を削いで、或處に斗われては、
このやうに中々指令によつた名義の自衛的行動
も出来ず、或は上り、或は下り、或は或處において

いふ。われわれのこの運動はこれからの世界戦争に連
れて懸念されてはゐる。

「吾等は、この世に於ては、
神の御旨を成さんとすべし」

四 原料と労働生産のための生産要素の配分

其の要件があるが、今で必要なのは資金と信用
だけだ。銀行は上り、更に中央に於ては中支那全土
を運ぶ既に組織化する所の郵政の権限に於ける

これらの僧坐の門闥なる多國に於て生天覺坐の
は老實に、且等の教化は偶々寺村聚は安んずる

然してわれわれの實上は平等主義に就しようとする思
 であることは疑うまじく、萬般の事柄を以てわれ

あるべき居士評定をするための具依的教典の次第の

炭労働争争委員会第二十三期
一九五七年二月二十八日

日本炭鉱労働組合
中央争争委員長 塚

各地方本部、各資本別、各支部と争争委員長 殿

実力行使決定に關する指令

第六期争争委員会(二二八)は實金団体交渉の進展と同様の情勢を検討した結果、
實金要求協定のための交渉を決定した。
よつて下記の通り指令する。

大手十口社傘下各支部は次により実力行使を決定せよ
て実力行使の期限、實金要求の協定(但し平復協定は實金協定の締結を含む)

(一) 第一戦(二月四日以後)

各支部は二月四日より實金交渉終了まで各支部は一斉に時間外労働(早出強業、遅退を含む)を拒否せよ。但し保安確保のための時間外労働を必要とする場合は指導委員の許可を得よ。

第二戦(二月七、八日)

各支部は二月七日以後は一斉に時間外労働を拒否せよ。

第三戦(二月十一、十二、十三日)

各支部は二月十一日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第四戦(二月十六日以後)

各支部は二月十六日以後は一斉に時間外労働を拒否せよ。

第五戦(二月十七、十八日)

各支部は二月十七日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第六戦(二月十九、二十日)

各支部は二月十九日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第七戦(二月二十一、二十二日)

各支部は二月二十一日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第八戦(二月二十三、二十四日)

各支部は二月二十三日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第九戦(二月二十五、二十六日)

各支部は二月二十五日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第十戦(二月二十七、二十八日)

各支部は二月二十七日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第十一戦(二月二十九、三十日)

各支部は二月二十九日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第十二戦(三月一日、二日)

各支部は三月一日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第十三戦(三月三、四日)

各支部は三月三日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第十四戦(三月五、六日)

各支部は三月五日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第十五戦(三月七、八日)

各支部は三月七日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第十六戦(三月九、十日)

各支部は三月九日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第十七戦(三月十一、十二日)

各支部は三月十一日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第十八戦(三月十三、十四日)

各支部は三月十三日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第十九戦(三月十五、十六日)

各支部は三月十五日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第二十戦(三月十七、十八日)

各支部は三月十七日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第二十一戦(三月十九、二十日)

各支部は三月十九日より一斉に時間外労働を拒否せよ。

第二十二戦(三月二十一、二十二日)

昭和三十三年三月二日

農林部農林省委員会

執行委員長 矢 島 三 三

各 組 合 長 殿

農林組合のストライキに対する農林組合の処置について指示

全一企業内に於ける職員組合（以下、全労組）を問わず、今次労働争議に際してストライキに突入した組合の職員組合の存るべき點については従来通り慎重の立を厳守し、いさゝかも職員組合との間に無用の紛争を起さない様状の通り処置されたい。

記

一 職員組合のストライキ問題中にあつては例え多少なり指示があつても職員本来の職務以外の組合の代替業務を行ふ等のは目のストライキの効果を減殺するものがある要請は行わない事

二 阻止すべきは役員代替業務とは、海運、運搬、石炭搬送等、明らかにストライキの効果を減殺すると思はれる行為であつて、その他の代替業務を許すかどうかについては本府の基本方針を逸脱しない範囲に於て適宜に処置されたい。

三 本府の指示を予め企及に職員組合に対して明らかにしておられその了解を求めて置く事

四 本府では近畿出張所がなした場合は速かに関係各本府にその指示を求めて迅速に調査する事

五 職員組合のストライキの性格、情勢等に變化を生じた場合の処置については改めて指示する



昭和二十二年三月四日

貝島辰雄大之進河見組合
組合長 矢野三三
二

貝島大之進河見組合
組合長 榎田 浩

資金の増強に関する件

事業資金の中核として貴組合の資金交渉は最も重大な役割に果た
しました。今次資金交渉の重要点については今更申す必要もない事であり、貴方と
しても貴組合の富則地産産物組合の甲合せ産品を品目として、貴方と
共に進捗なきを期したいと考えます。ついでに貴方の実行使中に於ける貴方の基本方針は、原則上、組合
の資金に於けますので、御了承下さい。貴方の基本方針は、原則上、組合
向、産力増進の資金をはかるため、必要の程度、貴組合に於て
迎合会議等をもつことも適切であると思ひます。

今次資金交渉の重要点については今更申す必要もない事であり、貴方と
しても貴組合の富則地産産物組合の甲合せ産品を品目として、貴方と
共に進捗なきを期したいと考えます。ついでに貴方の実行使中に於ける貴方の基本方針は、原則上、組合
の資金に於けますので、御了承下さい。貴方の基本方針は、原則上、組合
向、産力増進の資金をはかるため、必要の程度、貴組合に於て
迎合会議等をもつことも適切であると思ひます。

今次資金交渉の重要点については今更申す必要もない事であり、貴方と
しても貴組合の富則地産産物組合の甲合せ産品を品目として、貴方と
共に進捗なきを期したいと考えます。ついでに貴方の実行使中に於ける貴方の基本方針は、原則上、組合
の資金に於けますので、御了承下さい。貴方の基本方針は、原則上、組合
向、産力増進の資金をはかるため、必要の程度、貴組合に於て
迎合会議等をもつことも適切であると思ひます。



昭和三十三年三月四日

厚生堂

支那厚生協會執行委員 謝

今次賣丹に於ける血通腎糖

今次食糧斗争の戦術に對して左記の通り生活対策の大綱に基づき各地区自治防衛委員会（斗争要員）は組織万全を期されたい。

記

气 脉 蒙 对 策

舞に「おののうら」新装、伝華、ユースカイ、資金等で創会員並に家族に呼びかけたが第一層強化する

二 商店對策

組合要綱に基き、商工会議所は五日、商工会議所支部長会を開き、協議中であり、その結果に基き、各地區自協賛部と商工会議所支組加に於て早速に協議決定する（昨年は一萬個下げを原則とし、品物により五分値下等ありきと爲す）

馬
學
校
附
屬

哲學院行つては三月末迄の手配を完了している校が多いが、幸へ入学式などと同様の協力要請の通告により整齊化を指導すると同輩。新学期後校外分館は書店との主要取引の期近で困難なる状態にあるが演習者肩教養會は上級生よりのゆとり渡しを指導すると同輩ありたる現状である。

同、新学用学用品購入の利便については各地区部に協同する
図書館の教科書購入については別途貸借を奨励する

国朝者の教科書購入については国庫資金を援助する

四
三
二
十
十
十
十
十

町当局に要請町の土木工事等の就労申入れを行つたが、現在金川建設四〇名、大谷町八名、町道路修繕若手名で歳に張りがあるので、所定減工事等の請負業者に協力要請してゐるので希望組合員の申込により調整する。

馬 爾 德 列 島

戦前美術の風潮により激変するが、結局、脱線が常らしい。海軍に伴う手続については、さうとうとする。

金對策

二月廿五日見合試に行始し、商業總會を全組合員一萬千五百円並出す。第四段以降の強措実施状況により別處傳算並対策を検討する。

第四段以降の四指夾指状況により別座標算出対象を識別する。

上
叙

製造調整に關する問題

國歌ニサキ深の國歌ハ六ノオストトシテ留聲機ニ奏樂コレヲ云ハル
わかれの記憶はなほ新鮮なにやうて
ある、このおとぎの美談にあらみつく、以下、その制度の關係を指摘してみよう。
一、經濟調査委員の事件に關して

[illegible]

しめし、あゝの邊は、われわれのさへつる。事件がその條件に具當しない之を以て拒絶するより、たゞ知識的に厚くしたまふべし(前田の聲命、之作、縮めはありき也)。是の點も亦むべきであらう。

二 中世史に對する「復讐」の氣の多に關して

又、大正十一年三月二十一日、日清銀行に於ける甲寅年分の「實業」の報告に於ては、右に引いたの如き報告を以て、大正十一年の「實業」の概況として、報告せられて居る。其報告は、大正十一年の「實業」の概況として、報告せられて居る。其報告は、大正十一年の「實業」の概況として、報告せられて居る。

[illegible]

當時は、紅毛船隻の侵入を恐れた日清の公使が、たゞに、中津藩を食料品供給の専断に選別し、それ以外に、選別を受けず中津藩を通過する事件の二個を、認められ、おぼろげながら、豊前・玉名等の二ヶ所に、その事件の二個を、選別するの認められ、中津藩を食料品供給の専断に選別する。

[illegible]

又上田には宛れなきものあり

[illegible]

当面の石炭橋勢

1 11 11

3. 第4期（～10月）までの計画 27368.500円以上

1月	4,209,000	1,270,000
2月	4,297,000	1,800
3月	4,045,000	1,270,000
4月	1,399,400	1,234,400
5月	1,500,000	
6月	1,235,000	
計	44,070,000	
3月平均	4,300,000	
標準	2,000,000	
標準合計	6,000,000	

3. 総額合計 52,370,000 → 54.3%の増減である。

2 照 單

31年4月～10月までの累計 26,671,900トニ

1月	4,380,000	} 401,050
2月	4,063,000	
3月	4,381,000	
4月	1,405,000	
5月	2,604,000	
計	42,976,000	
3月	4,500,000	
4月	2,000,000	
5月	2,426,000	

利息	2,000,000
合計	5,047,600

2 种 类 (兼 用) 2 同 上 同 理

		合 計		(大規模工)		地 所		(中小工)		建 築		(大規模工)		市 場		(大規模工)	
合 計	計 画	1,317	± 36	464	± 69	419	± 97	484	± 64	105	± 8	222	± 39	18	± 2	18	± 2
合 計	計 画	1,443	± 20	112	± 40	226	± 65	105	± 8	222	± 39	18	± 2	18	± 2	18	± 2
合 計	計 画	501	± 43	79	± 4	6	± 12	69	± 18	18	± 2	18	± 2	18	± 2	18	± 2
合 計	計 画	122	± 20	27	± 0	6	± 12	69	± 18	18	± 2	18	± 2	18	± 2	18	± 2
合 計	計 画	451	± 7	246	± 25	197	± 34	18	± 2	18	± 2	18	± 2	18	± 2	18	± 2

2月上期の国内総生産は1.31兆円（前年同期1.35兆円）に押し下げられ、1.37兆円に算入された国となった。内訳は運輸増の要因によって、内務省が6,000億円、市場関係が6兆円、減少した。輸出は過去10年間で9,000億円の増減となっている。

4. 大田工場の概況

	国 債	電 力	鉄 鋼	石 炭	セメント	化学工業	紙 工	食 料	紡 織	計
10	40.9	194.9	415.6	213.8	120.4	426	1063	1870	688.9	4118.8
	30	94	31	26	15	11	21	46	29	84
11	410.7	1788.5	436.1	253.5	156.2	429	1046	1843	679.5	4056.5
	25	62	33	28	15	13	20	41	28	26
12	354.8	1278.9	414.0	212.4	133.4	447	969	1601	615.8	3314.3
	19	29	29	20	12	15	28	33	22	22

10月8日現在、昨までは41、翌24日に急激に20前後まで（アトピーを訴える）に減少したという。（病状により虫咬症が原因）（12月〜1月30日）に再び増え、11月25日にこれまで以上に増えたため、47日の入院を遂げ、退院は決断したため、約2週間入院した。病状が落ち着いた。

[illegible]

二四家はあけふ三日に備前守の御方に参りし事と云ふは事無き事なり

決
試
文

今、われわれは、新憲法制定を準備のため、中央社会委員会を設立し、第一、真の憲法を明確に説明してゐる。その前には、日本共産党が八時間の会議でストは加入するが、われわれは、このようい般衆の態度を、其の準備に照してゐる。

いふ。雙方の間には既に要約八時間労働協定は成立するが、われわれは、このような協定の締結で、其を遺憾に思つてゐる。

しなやかなら、首の両方よりどうしての優上は証明のないに、うそぶく金粒の玉環通する肌底は白く
鮮やかに、髪は黒いおえすはけめむねやまれの華やかあるに用ゑる。

なでならぬ。わねの今次等葉、四つ、葉は三〇〇円と最級葉は實銀八〇〇円、四片、葉は、新式葉の計數を、約卅、うけてるえんは慰撫して赤刺を認めて貰ふに決し、無理でなく、不審がらぬ。

るが、いふと、金持の例が、出すハナは、解れず、出せる、こゝで、今、なぐ、破産債主、して、いふ、め、ある、ある。

從つて、五輪の府に上出せないと、確信するのを、おそれることは、少くはない。自主的に新選組を倒さうとする美智の望みと、誠意に乏しい一騎正に堪えず、おれわれとをやり、行儀に堪いんか。

[illegible]

それは、前年秋の出産で五回ほどトコを打返している。夏は会社員は、今までのいろいろな支那のなかには、今は福地事務所では、さうして、福地のよくある。

る事柄として受けたい。彼等が、不況を伴ふ、会社の株主が期待し、銀行への融資に抱いてる事柄として受けたい。また市場に對しては、出来の限り、協力的に當てて貰ふべし。たゞには、官吏の統制をきくもばつて

しるは合衆國の、學問がさかなくなつてゐるといふやうな、
やゝ不愉快なところがある。

はなみょうとして、この薬は最早昔でなく、これである。今こゝに述べたのは、それ程の古くからの一可成り新しい西洋書に於ける外には通じない。

是れを以ては、今日、我々自土に於て、如何に解決すべき方針を定めて置くべきかは、甚だ重要な問題となつて居る。我々には、此の重要な問題に對して、如何に解決すべき方針を定めて置くべきかは、甚だ重要な問題となつて居る。我々には、此の重要な問題に對して、如何に解決すべき方針を定めて置くべきかは、甚だ重要な問題となつて居る。

なおこの募集ストは、会社側がよりどころとしている政府の方の介入解雇による争点解決を図るして

[illegible]

一方、銀行全下の各階層であるが、かつて専ら無類を賣くことに成つた。その次第の如き目前は違つてい

「夢枕は海苔、床まといといえ、さへ」の價上、下は豫め改定存利より判明した、大して赤字に許されなかつた。

[illegible]

石 武蔵下町。

昭和三十三年三月六日

新舊金要京商錄總決起大益

昭和三十三年三月六日

新獎金要求與徵總決起大會

興長

廿四

實力行使指令をかくにん

六月第十四日臨時總會

実力で会社の良誼と誠意を促す

[illegible]

度に於ては、最近の例では、二月二十八日
に於て、櫻井景清が中卒、同日六日午時二時
に、土橋の菊太郎が卒、同日午後三時
に、櫻井之助の卒、葬儀は、翌日大谷村の
成田文三の葬つける所、葬儀に、同族の
時、二十五日、葬儀の例、葬儀した。

◇幾会のあらし◇

大門口（南せり）より

「國に於ては、門閥の階級を重し、

「われわれの船は、船に乗りあふ中、船の
荷本を賣つて用立てされ、船の戻りの荷賣の
中の儲本を賣つたが、手間は困難な仕事で
あり、一人一人の自費を減算しなければ成
るまい。政府の補助が望ましい」
船の押浮の後、第千四回の船商組合は開
会された。

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

新編論議より「漢書の漢の成敗を論ずるの巻目」 曹公の事を知るに及ぶところの止むを得ざる、尤もくの三書に外れ、其の外書とはなく、秘録といふもの同様に其に上つてあり、その大なるを龍虎し漢を収めたるには、漢、大漢の聖明とを其の漢の事の中世に示る

[illegible][illegible]

② 今後に適合した現貨は速く、
数量販賣せよ。——二十六日現在、基幹として、
社庫品文書の明細の資金積立はついで、現
貨在庫品消止率は確立して、この資金をそのま
ま積立てよ。

計は、鹿嶋線全一西段に於て、鹿嶋線大宮
一時期、計二回線に於て、鹿嶋線
○ 鹿嶋線全一西段に於て、鹿嶋線大宮
一時期、計二回線に於て、鹿嶋線

しほへつては一日無量の田とし、摩訶鉢特
伽羅殿五郎はなすのである。而も同す五郎は一
俵五斗の田の代出しを行つた。

主君 勘吉、勘次郎、勘三郎

勘一 一寸田の向へ、勘費八斗の田へ、又内を定
出しなければならぬ事である。勘次郎、勘

凡そ、
海國の國勢を以て津島より三つの所を以て
の國勢を以てこれ、その後三つの國勢を
得られた、何事かを以てせす

通 勞 國 教 宣 部

と誠意が示されない限り、われわれの能力を磨いて、要求を平いよることを決議した。よつてこゝに本大命の志をもつて命社側に對し抗議なる抗議を行う。

厚も金社御、われわれの僅な二の口口内費と財要求に對し今迄「エロ口内位が
轉一ぱい」と圖帳にそれの理由は、「そう」歸けてはいない、兩設備投資を更に生産
を向上「ストを下ねねならぬ」と主張えられているが、このことは金社にもわれ
われ労働者を馬鹿にした回答だとしか判断できない。

今、若國産品が非常に好まれていることは、新聞、ラジオでよく見聞出来たと雖もに宣傳してゐるし、彼等もこれを願つてゐることであり、金銭側面より内面的には賛成されてゐることと傳へてゐる、従つて金銭側がわれわれの要求を願つるヘタになればその無難なことではなかつと傳へてゐる。

更に金知知、田井井多の兄弟について今は置きて、が序言から時分心と心願に對しては語つたけれども、これは、東京露座に立つて不遇を訴へ、金主の誠意と良願を願つて助力を願つたもので、その現れは出願の書を以てした、漢書である。しかるに金知知が石鼓ブームのときにも胸中を力言の宣を吐つて、われわれはゴマシ、何故に金主の助力を行つてまでも臨漢をふみにやうとされることは最早許せず、今度の実行に移つたに決つてある。

故にこの境界条件をよめいた責任の一切は貴方にあつて、われわれとしては好まざる手段ではあるが、やむにやまれぬ決断であることを強調する。

は既成事実の職權をふるはれもわかる通りであるが金持團が自決解決を意ひ、中野等の介入や緊急調査の発動等々皆無力による争調野合に終結し、徒らに華費を浪費し辱せ、費半華費のみに任ぜられとするならば、われわれとしても、組合員並に華費の費りと悲しを結果し東方の便の思慮を更に擴大、商、學士として如何なる経路を華費を以ての目標と爲すまでよく決定である

是所に、金持團は今少し物も者の立場を理解され、今後の能力を本團におかせる耳は、調かにわれわれと結納し華費の利益を配持つて出され、華費解決に一段の進展と発展を遂行されることを希望する

決議

要所に、金太郎は今少し動く者の立場を理解され、今後の能力を全額にわたるならば、誰かにわたわたの絶妙しある国こそ、抑よく出され、事難解決に一般の諸君と良識を養明されるところと期待する

右抗議する

昭和二十二年三月七日

具最大之國民權分給給金

新質食要求起大会

國長平島園

非

馬氏體樣式金相

專辦取銷收本杜煙等股

炭 700円案を一蹴 第3波 72時間スト突入

ニエース



【神戸新聞特別記者】（以下略）
（注） 17 日、前日買入した500円×スラ一降品1000円本数面（マカ）
500円×マカを降品した。降品はこれより下りしを降品した。

会社 最后案だ、と強硬 129

【神戸新聞特別記者】（以下略）
（注） 17 日、前日買入した500円×スラ一降品1000円本数面（マカ）
500円×マカを降品した。降品はこれより下りしを降品した。

大之瀬勇雄 執宣部 命

1957.3.11

中小賃斗

今こそ大手との格差を縮む ——中小の兄弟、必死の追撃——

18日二番方から無期スト突入！
「大手にプラスα」で交渉決裂

中小のストライクは、既報の通り、今更なる大手との格差を顕著にすると見られていた。交渉決裂の波は、次は中小の賃上げ要求に波及する。中小の賃上げ要求は、大手に比べて、交渉決裂の波は、次は中小の賃上げ要求に波及する。中小の賃上げ要求は、大手に比べて、交渉決裂の波は、次は中小の賃上げ要求に波及する。

大手同様を提案 炭谷「これを譲渡す指否」

十八日、二番方のストライクは、既報の通り、今更なる大手との格差を顕著にすると見られていた。交渉決裂の波は、次は中小の賃上げ要求に波及する。中小の賃上げ要求は、大手に比べて、交渉決裂の波は、次は中小の賃上げ要求に波及する。

黒田次郎

十八日、二番方のストライクは、既報の通り、今更なる大手との格差を顕著にすると見られていた。交渉決裂の波は、次は中小の賃上げ要求に波及する。中小の賃上げ要求は、大手に比べて、交渉決裂の波は、次は中小の賃上げ要求に波及する。

炭谷最終要求を出す 〈大手プラスα〉を要す

十八日、二番方のストライクは、既報の通り、今更なる大手との格差を顕著にすると見られていた。交渉決裂の波は、次は中小の賃上げ要求に波及する。中小の賃上げ要求は、大手に比べて、交渉決裂の波は、次は中小の賃上げ要求に波及する。

坂本龍一

十八日、二番方のストライクは、既報の通り、今更なる大手との格差を顕著にすると見られていた。交渉決裂の波は、次は中小の賃上げ要求に波及する。中小の賃上げ要求は、大手に比べて、交渉決裂の波は、次は中小の賃上げ要求に波及する。

九保正副、スト解除

十八日、二番方のストライクは、既報の通り、今更なる大手との格差を顕著にすると見られていた。交渉決裂の波は、次は中小の賃上げ要求に波及する。中小の賃上げ要求は、大手に比べて、交渉決裂の波は、次は中小の賃上げ要求に波及する。

第... 九... の... について... である。...
 ... である。... である。... である。...
 ... である。... である。... である。...

金銭の運用と一時金の回答

1. 金銭の運用...
 ... である。... である。... である。...
 ... である。... である。... である。...

建築費(車庫等)の解決 リンク締めより十日間

建築費(車庫等)の解決...
 ... である。... である。... である。...
 ... である。... である。... である。...

建築費の解決

建築費の解決

建築費の解決...
 ... である。... である。... である。...
 ... である。... である。... である。...

100



最低賃金法斗争資料

張、費、金、法、系（社會黨選舉）

三、度、品、學、功、福、金

理
由

吾の如く銀貨資金を削減することに及び、當時の生活の必要と當時の利率の相上を以てこれに
日本の平和を維持し、もつて臺灣の武裝に着手するため一銀貨資金制度を確立するの必要がある
これが、この法律案の最も重要な理由である。

へこの法理の要諦

第一條 この法律は、舊の草案法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条を二項の規定に基き、寺町若の宗廟資金制度の施設費資金に附する手取利息のものとして目的とする。

(一) 減価償却期間の決定の基準
 一 長の減価償却期間、主計費、一 社の事業の資金の支拂方その他の事項上考慮して、定むべきものとす

（最低資金額）
 一、茶、酒の資金額は、感付たる資金（賦与）能力、経費、基準として定められる資金であつて、改命で定めらるべき。

そのをいふ。以下に二つ材料。第一は時間によつて定められてゐる資格者について、満十八歳以上の者にあつては、試験級亦たも資金の基礎となつた利権の區別に依り次の通り、満十五歳以上満十八歳

一ヶ月につき	一週につき	一日につき	一時間につき
--------	-------	-------	--------

[illegible]

に満足する金額を下らざる金額と管理命令で明限の足をきることだである。

屬の資金源については、当該所定の施設等の整備に必要と認めるときは、皆の命令で明徴な定よりることができ、（基幹にも資金が確保し期間を要している場合）

第一、その大なる影響が及ぼされし一週、一週、二週又は三週間に於て院の地位をいかに高めてついでこの大権を何等の形に渡すの運用について、子爵がその通、通、日又は所由によつて、あ

撰者亦た實金額をその基礎となつた期間の月数、並に、日数又は時間数をもつて除して為し金額をもつてその率の基となる資金を定めてゐるものとみなす。

[illegible]

※新の基本たる博愛の時間にはほど定められてゐるものとみなす。
(除ふと則ち博愛基)

六果 昔の最清法二十八卷第一の巻の述記に於いて曰 大の名字に攝するもの同 寶金に攝入しなむ 一 今の最清法が二十四卷第二の巻に於いて曰 書に載るもの同 寶金に攝入しなむ

[illegible]

に属する資金を再く、以下この項において「予の地の資金」というの支れを處ける爲命において、予の地の資

法第三十八條第一項の規定の適用については、その者の貨物税を算定するに当たつて、その者の遺品のものとこれにより算定されるべき貨物税を算定するものと若者の被相続人が被相続人となつた時刻に對する遺品税に代するものととする。

（一）「張氏、黄金錠に對する報告及び對症」

いなければならぬ。最良資金策を決定する基準たり得る積の無化により、その資金を四分の五以上増資する必要があるとき、中央情念部は、その積面にあれて適當な割合をいなければならぬ。

「管絃大匠は、音域の動着を愛用したてき。必要を鑑量に與て、各々所は各々といふ（命令への奉還）」

第八條 この法律を執行するに關し必要な事項は命令で定めらる。

卷之四

一書足供

—
—
—

个
个
个

二十九

四十一

卷之十八

一、精神又

可
普
均
也

天

卷之十

卷之十

宣統二年

第七十卷

卷一百一十五

4
百
年
の
風

五

6. 行衣、鞋、

撰定文略許

卷之五

細部要求の交渉と過控乞

[illegible]

題 名	著 者	刊 行 年	頁 数
1. 新編 日本書紀(上巻) 100 2. 新編 日本書紀(下巻) 100 3. 新編 日本書紀(中巻) 100 4. 新編 日本書紀(後巻) 100 5. 新編 日本書紀(前巻) 100 6. 新編 日本書紀(後巻) 100 7. 新編 日本書紀(前巻) 100 8. 新編 日本書紀(後巻) 100 9. 新編 日本書紀(前巻) 100 10. 新編 日本書紀(後巻) 100	1. 新編 日本書紀(上巻) 100 2. 新編 日本書紀(下巻) 100 3. 新編 日本書紀(中巻) 100 4. 新編 日本書紀(後巻) 100 5. 新編 日本書紀(前巻) 100 6. 新編 日本書紀(後巻) 100 7. 新編 日本書紀(前巻) 100 8. 新編 日本書紀(後巻) 100 9. 新編 日本書紀(前巻) 100 10. 新編 日本書紀(後巻) 100	1. 新編 日本書紀(上巻) 100 2. 新編 日本書紀(下巻) 100 3. 新編 日本書紀(中巻) 100 4. 新編 日本書紀(後巻) 100 5. 新編 日本書紀(前巻) 100 6. 新編 日本書紀(後巻) 100 7. 新編 日本書紀(前巻) 100 8. 新編 日本書紀(後巻) 100 9. 新編 日本書紀(前巻) 100 10. 新編 日本書紀(後巻) 100	1. 新編 日本書紀(上巻) 100 2. 新編 日本書紀(下巻) 100 3. 新編 日本書紀(中巻) 100 4. 新編 日本書紀(後巻) 100 5. 新編 日本書紀(前巻) 100 6. 新編 日本書紀(後巻) 100 7. 新編 日本書紀(前巻) 100 8. 新編 日本書紀(後巻) 100 9. 新編 日本書紀(前巻) 100 10. 新編 日本書紀(後巻) 100

全く話にならない会社回答

組合意を決し、28日午後3時迄の期限は回答要求

連日の細部要求団交も空しく、
26日も基本論のむしかえし……

諸國資本の國策は、政府に對しては大體半面而論より第一ク、その對策を促すの爲め、命
國各はほとんど既に同様、甚ち餘のいふに足らずである。然し、これにはあまりにも
かたよりの、やゝ急激國策は、度々天竺、二八國半、二條するの諸國の國策を要す
した。

夜来の歌

[illegible][illegible][illegible]

期限付回答申入書

陷指三十餘里，戰二十六日。

興隆大士廟於戊午年創會

趙今夏 撰

見皇族誌卷之四
豐後國志 本記 碑記 殿

申入害

三月一日、青島に到着し、翌日に出発。三月三日、上海に到着し、同日夜、上海に於て、新式汽船に搭乗して、蘇州に赴く。三月五日、蘇州に到着し、翌日に出発。三月七日、杭州に到着し、同日夜、杭州に於て、新式汽船に搭乗して、寧波に赴く。三月九日、寧波に到着し、同日夜、寧波に於て、新式汽船に搭乗して、紹興に赴く。三月十一日、紹興に到着し、同日夜、紹興に於て、新式汽船に搭乗して、嘉興に赴く。三月十三日、嘉興に到着し、同日夜、嘉興に於て、新式汽船に搭乗して、湖州に赴く。三月十五日、湖州に到着し、同日夜、湖州に於て、新式汽船に搭乗して、安吉に赴く。三月十七日、安吉に到着し、同日夜、安吉に於て、新式汽船に搭乗して、餘杭に赴く。三月十九日、餘杭に到着し、同日夜、餘杭に於て、新式汽船に搭乗して、臨安に赴く。三月二十一日、臨安に到着し、同日夜、臨安に於て、新式汽船に搭乗して、昌化に赴く。三月二十三日、昌化に到着し、同日夜、昌化に於て、新式汽船に搭乗して、新昌に赴く。三月二十五日、新昌に到着し、同日夜、新昌に於て、新式汽船に搭乗して、三門潭に赴く。三月二十七日、三門潭に到着し、同日夜、三門潭に於て、新式汽船に搭乗して、天龍潭に赴く。三月二十九日、天龍潭に到着し、同日夜、天龍潭に於て、新式汽船に搭乗して、龍潭壩に赴く。三月三十一日、龍潭壩に到着し、同日夜、龍潭壩に於て、新式汽船に搭乗して、龍潭壩に赴く。

1940年01月 22日

一九五七年四月九日

處理公平與否，各得其利。各支路，執行項目及數

四、試驗時切勿相合
中央我們要開設

炭価値上は反対斗争に關する指示

竹竹細分の半壁を占める歴代の前水れとして叙りと池田の藤枝に絞る。

其の第一象として、最近持に對するものとして、留付思想とは論の予斷前置である。其の指圖表は國體論に於てにあり。

に可成りはなれた。人々が、此のせんじうによつて大衆の理想を生かしの新義組合黨に在する機運が醒
成せしめた。

試の早大東マスコミは一言に國體院講大會に立脚をきけ政府國體院に立脚をきけの方針を同じにするなど其の正作暴露してゐる。

一、わが國の海運は、かつては石炭運送の上の困難がある。生活必需品としての石炭の運上りが生活に甚大なる影響がある。従つて其の便宜を改善の上で之に努めることは、大衆の定例に當るものゝ如く同様に、これに努める。

[illegible]

井は枯れたのではない。河が干つて、渇いてしまふで、樹木が上つたんだは、價上はの意味だ。た。ち多分、價値上はのすそとに決める、位置するから、われわれの全線にするが、密着（中小工場）商店は

へ活動する時々の秋口には臨る事になる。この情勢に基いて、財政委員会へ部・六には格別高利率が行いつゝある状態補上には有利、農村の復旧を促進し、其の物産と貿易の通へ、決定した。

自派する公債は、臨時の財中

た

一、中史における行動

ロ 石炭各産に於ける値上げ反対申入れ（別紙）
ハ 銅鑛税関に於ける石炭値上げ反対の陳述

二 諸國此有は左する諸國總長
示 諸國此有は左する諸國總長

二 地方に於ける信用

三 此處に於ては全無等候。此の等候の爲に三次の反対を學と譯置せよ。

イ、價目は、今第一号、山吹青、明礬、五厘分、松葉は、基いて、御金買は、銀と、千と、此、銀と、千の、間、差を、ついて、差引する、と、三、五、金、買する、（假令、四、金、買）

四 地之移動の速なるを以て反對に地殼の變化は遅いとす。

大正圖書部

—炭労定期大会の幕ひらく!—
5月13日、東京中野公会堂で-----

民國十年十月二十三日、東京にて開かれた臨時第七回憲法會議は、第一、三、四の案をとり、その審議を
 延期し、第二の案に就いて審議することとした。その第二の案は、主権在民の原則を、凡そ國民の全權を以て
 行使せしめ、凡そ國民の同意を得たることを要するもの……である。國府の官吏の職務は、國民の同意を
 得たるが限り、これを執行するに在るのみである。要するに、臨時憲法會議の決定は、今までの代議政治に鑑み、
 十月二十日附第十號の第一、三、四の案を採り、

[illegible][illegible]

第之目目
不当彈压反对斗争(第100)決定

[illegible]

（主なる被爆国は中国）
 賣・毒土の一半は仕として立つる所である。

[illegible]

具體的によつと率直な
實驗の討議を：

五三〇のロマンには対応する次第はあつたやうな方式を要求され、結果が胎動にあつたこれは、しかもながら現象の背後と相違はつては地味あるごく限定的に立つて生産に適合した場がある。例へば五二八のロマンに対してのように、その門つちであることが決定したのである。

期末斗争は
生易しくない

則ち千手はついでに、組合員のソツクを主張するやうに、之を起て反駁して、天合は高層事務の請しに於て、一ツ共同の決定した事務の爲め、生活は寧ろて情勢全般が大分自明に見えるものにして、従つて労働組合の事は甚だ明瞭に、アツカイに決定せられて居る。

炭考は結果に前進している

[illegible]

とつと地についた方針

[illegible]

本邦の神道は

大衆の愛慕は天候の晴雨をききしるを以て、
 其の如く、晴れて可愛きものとなつて居る。これは
 外して文學の表面に於ける批評を言ふ事である。
 我々が愛するものは、決して、晴れて愛され、
 雨に降るのを愛するものではない。我々の愛するものは、
 晴れて愛され、雨に降るのを愛するものである。

財政の検討と対策が必要

今次大會、公費六円、彼の他臨時財政の弊を
一七二四回と云ふ決定され、各支團の財政相和
では、本政会が最大、その結果内務に達するは
僅かになり、更に今般、支團財政の格別で
中果、専ら、支團に完全に行ふべきあり。
特に中和支團、少費の組合連合支團は有する諸選
員五國組支團の他も要あり。

企業別意匠の私試を要務に

本大命の如く御願は、其意の通りとどう内
するかにいうことであつた。それ故にさしおれ
て各金貨がそのうちにして何と金貨に手
成してはいいかと思ふべきであらう。これだけ
ひき立てると骨髄に当たるる大命に對する
態度は如何にあらはれよう。

大会運営をきつと合理的に

此等之材料を以ては、浮世草子等があるとして、
 然るに不當なるに八達、行状が其の類に属
 のにして、車馬の類に属する。其の類に類
 せしむるは、わかしなる遊楽とあるに斗つた
 ことである。然るに、また國書和紙との茶と柿とが
 確立した時期の遊楽といふことに、遊楽と云ふ
 といふと思はれます。あるところから、遊楽と
 多くの人に与へたため、遊と樂の約に遊の字
 のを以て用ゐる。今則ち遊はきめられたのは
 此の「遊」よりなり。

